

気をつけて！（郡山地方広域消防組合から）

新生活様式に潜む火災危険と火災予防

消毒用アルコール

アルコール分が一定量以上含まれている消毒用アルコールは引火しやすいなどの危険性があるため、火気の近くで使用すると発火による、やけどや火災になるおそれがあります。



危険物に該当する場合、容器には危険物である旨の表示がされています。



【火災予防上の注意点】

- アルコールの周りでは、火気を使用しないこと
- アルコール入りの容器を落下させたり衝撃を与えないこと
- 直射日光が当たる場所や、高温となる場所で保管しないこと
- 詰め替えるときは、あふれ・飛散させないこと

危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合は、その数量により消防法または火災予防条例により、消防署へ申請または届出が必要になります。

貯蔵数量又は取扱う数量	届出・申請
80ℓ未満	届出・申請の必要なし
80ℓ以上400ℓ未満	届出が必要
400ℓ以上	申請が必要

飛散防止用シート

様々な場所に設置されるようになった飛沫防止用シートですが、そのほとんどが熱に弱く燃えやすい素材でできています。

【火災予防上の注意点】

- 火気を取り扱う場所から距離を離す
- 感知器やスプリンクラーから離す
- 誘導灯を隠さず避難経路に設置しない
- 燃えにくい素材を選ぶ(防災品、固い板状のもの等)



危険物や毒劇物を取扱う施設の風水害対策

平時からの備え

- ・浸水や土砂災害のリスクと浸水の想定状況をハザードマップで確認
- ・防災計画の策定と教育訓練
- ・温度や圧力管理の継続など、停電に備えた電源や燃料の準備
- ・応急対策に必要な設備や資機材の準備

応急対策

- ・浸水、土砂流入、強風、停電等への措置
- ・従業員等の避難と安全の確保
- ・関係機関への通報と危険物質についての情報提供
- ・関係部局と連携した近隣住民の避難等

点検・復旧

- ・目視点検だけでなく、作動状況や気密性、水の混入等について確認し、必要な補修を施した上での再稼働
- ・電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、電気設備や配線の安全性を確認する。

【危険物施設の風水害対策ガイドライン】

危険物施設の風水害による被害実態を整理・分析し、まとめられた「危険物施設の風水害対策ガイドライン」を紹介します。施設ごとのチェックリスト方式で分かりやすく、使いやすいものとなっています。是非ご活用ください。

チェックリスト (例) 一製造所一

フェーズ	浸水・高潮対策	土砂対策	強風対策	停電対策
災害リスクの把握	<input type="checkbox"/> 地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域に該当する場合は、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。			
計画等	<input type="checkbox"/> 大雨や台風の際に併い被害の発生が想定される場合には、被害発生時の危険性を把握・確認するために必要事項を整理し、計画を策定する。 <input type="checkbox"/> タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の留意事項を策定する。 <input type="checkbox"/> 避難時の確保の停止、避難経路の更新等必要な事項を確認する。			

郡山消防 風水害対策ガイドライン

(郡山地方広域消防組合Web)

検索